

1997年10月3日

内閣総理大臣
行政改革会議会長
橋本龍太郎 殿

全国消費者団体連絡会

中央行政組織の改革と
消費生活の総合的な行政機関の設置を求める要望書

行政改革会議は、肥大化・硬直化した行政機構を21世紀の政府の姿として、中央行政機関22省庁を1府12省庁に再編する案を発表しました。

再編案は、新しい時代の政府の役割、民間との分担という論議が尽くされな
いまま、「省庁半減」実現のための数合わせが優先された感があります。1部
縦割り行政の弊害を減らす効果が期待できるものの、再編後の行政組織が、国
民に対しどのような公的サービスを提供し、国民の負託にこたえるものになる
のかは見えてきません。進め方そのものも、広く国民から意見を求める開かれ
たものとはほど遠いものといえます。そこからは、政府が掲げてきた「消費者・
生活者重視の社会」の姿が見えないのが実感です。

とりわけ、再編案のどこにも消費者問題を管轄する省庁がないことは問題と
いえます。

消費者保護基本法にもとづき設置されている、総理大臣を会長とする「消費
者保護会議」は、経済企画庁長官を始め関係行政機関の長で構成され、同会議
の毎年の消費者政策の決定事項をみても、消費者問題が各省庁にわたる広範な
問題であることは明らです。さらに、情報化、国際化、高齢化等の急速な社会
変化は、食の安全、環境問題、福祉サービス、消費者取引等をめぐり消費者問
題を一層、多様で複雑なものにしています。

消費者問題を担う行政機構のあり方も根本的に問い直されている状況がある
中、その対応がみられないこと一つとっても、今回の省庁再編に消費者、国民
の声が届いていないことを痛感いたします。

省庁再編は今後の国民生活のあり方を左右する重大な問題であり、消費生活
の一層の充実を求める立場から、消費者問題への対策と対応の拡充・強化を求
めるとともに、省庁再編にあたり、ブロック別公聴会の実施やインターネット
での意見聴取等、広く消費者・国民の意見聴取を行なうための施策をとられる
よう、要望いたします。